

普通預金（インターネット支店専用）規定

1 〔口座の開設〕

この預金は、きらぼし銀行（以下、「当行」といいます。）インターネット支店（以下、「当支店」といいます。）専用の普通預金であり、預金者一人につき一口座のみ開設することができます。

2 〔取引方法〕

この預金は、次の方法により取引を行うことができます。

- (1) きらぼしホームダイレクト
- (2) 普通預金（インターネット支店専用）について発行したキャッシュカードを利用する取引

なお、この預金のキャッシュカードについては、代理人カードは発行しないものとします。

- (3) その他当支店所定の方法による取引

3 〔通帳の不発行〕

- (1) この預金は、通帳を発行しません。
- (2) この預金の取引明細は、きらぼしホームダイレクトにより照会してください。

4 〔預金の預入れ〕

- (1) この預金へは、発行されたキャッシュカードにより当行および当行がATMの共同利用による現金入金業務を提携した金融機関等のATMを利用して預入れることができます。
- (2) この預金へは、為替により振込金を入金することができます。なお、この預金への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等のご発信による取消通知があった場合は、振込金の入金を取り消します。
- (3) この預金への預入れについては、当行本支店の窓口での取扱いをいたしません。よって、手形または小切手による預入れもできません。

5 〔預金の払戻し〕

- (1) この預金は、発行されたキャッシュカードにより当行および当行がATMの共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等のATMを利用して払戻しをすることができます。
- (2) この預金は、きらぼしホームダイレクトの振込・振替取引により払戻しをすることができます。
- (3) この預金から各種料金等の自動支払をするときは、あらかじめ当行所定の手続きをしてください。なお、同日に数件の自動支払をする場合において、その総額が預金残高を超える場合は、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

(4) この預金からの払戻しについては、当行本支店の窓口での取扱いをいたしません。

6 [利息]

この預金の利息は、毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当行所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえ、この預金に組入れます。ただし、利率は金融情勢に応じて変更します。

7 [取引店の変更]

この預金は、取引店を変更することはできません。

8 [免責事項]

- (1) やむをえない事由による通信機器、回線等の障害が原因で本口座が利用できなくなった場合、当行はそのために生じた損害について責任を負いません。
- (2) 本規定に基づくこの預金の取扱い等について損失または紛議が生じても、当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、当行は責任を負いません。

9 [届出事項の変更等]

- (1) この預金のキャッシュカードや印章を失ったとき、または印章、氏名、住所、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当支店所定の方法によって届出てください。
- (2) 前項の印章、氏名、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 届出のあった住所、氏名宛に当行が通知または送付書類を発送した場合は、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

10 [成年後見人等の届出]

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・補佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

11 [譲渡・質入れの禁止]

- (1) この預金は、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利を譲渡、質入れ、その他の第三者の権利を設定すること、もしくは第三者に利用させることができません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により手続きを行うものとします。

12 [規定の適用または準用]

- (1) この預金の取引に関し、この規定に定めのない事項については、インターネット支店取引規定等当行の他の規定の定めを適用または準用します。ただし、当支店以外の当行本支店の普通預金取引に適用される普通預金規定の定めは、この預金には準用しません。
- (2) この規定において使用する用語の意味は、特に指定のない限り当行のインターネット支店取引規定において定義した内容に従うものとします。

13【規定の変更等】

本規定は、当行の都合で変更することがあります。その場合は、変更の内容を当行ホームページ等により告知します。また、規定の変更日以降は、変更後の規定に従うものとし、この変更によって生じた損害について、当行はいっさい責任を負いません。

以上

(2018年5月1日現在)